

国語

〔共通問題〕

〔一〕 次の文章は、阿部公彦『文章は「形」から読む』の第八章「契約書を読む（2）」の一節である。これを読み、後の問いに答えなさい。

この章でも引き続き契約書の文章について考えてみましょう。前章では契約書の「ただ事ではない」空気に注目し、それがどこからくるか考えてみました。契約書の文言を見ると、ふつうのことば遣いとは異なる「宙づり」感があり、どうやらそれが効果を持っていることがわかりました。

契約書は現実世界に対して拘束力を発揮することが期待されています。しかし、あくまで文書にすぎない。契約書が私たちが羽交い締めはがにして何かをさせたりはしません。ことばで現実について語っているにすぎないのです。ところがそれが私たちに影響を及ぼし、目の前の X 的な現実を変える、ということが起きます。「宙づり」感はそうした拘束力の効果を高めるのに大きな役割を果たしているようです。

^(a) ここには、見えないものが見えるものに力を及ぼし変化を起こすという点で、呪術と通ずるものが見て取れます。「呪術」は一般的な定義としては「超自然的存在や神秘的な力に働きかけて種々の目的を達成しようとする意図的な行為」（『広辞苑 第七版』）とされます。そのために祈りや呪いのための決まり文句を使ったりするわけです。もちろん、私たちが駐車場の契約書に効力を持たせるために「超自然的存在や神秘的な力」に働きかけることはありません。ただ、腕力や武力といった Y 的な実力行使ではなく、あくまでことばの力をもって何らかの作用を及ぼそうとするところには、呪術に通ずる要素があるように思います。とくにおもしろいのは呪術にしても契約書にしても、^(b) ことばで現実に関与させるためにふつうのことばと違う「形」を与えられているということです。

この特殊な効力についてさらに考えてみるために、第七章とは少し異なる視点から駐車場の契約書の「形」に注目してみましょう。本章で取り上げるのは傍線を引いた部分です。

- (1) 貸主 原パーク（以下、「甲」という。）と 借主 ○○サユリ（以下、「乙」という。）は、次のとおり駐車場の使用契約を締結する。
- (2) 甲は、乙に対し、甲が所有する下記駐車場を自動車 1 台の保管場所として使用する目的で賃貸する。
- (3) 乙の使用する期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日の一年間とする。契約期間満了までに甲、乙いずれか一方から何等の申

し入れがない時は、さらに一年間の契約が自動的に更新されるものとする。

これらの傍線部分に共通する特徴にお気づきでしょうか。これらはいずれも物事の I を示す文言なのです。

(1) の「次のとおり」というのは、一つの文言が、別の文言と持つ関係を示唆しています。より具体的に言えば、現在の文言で触れられている「使用契約を締結する」という箇所について、その内容を参照するべく別の文言を指し示しているわけです。そこからは文言Aと文言Bとの関係のあり方が浮かび上がってきます。

(2) はどうでしょうか。「対し」は言うまでもなく「甲」と「乙」の関係を示します。「する目的で」のところは、行為と対象との関係を示します。より詳しく言えば、ある行為を、行為の「行使」と行為の「対象」という二つの要素に分解し、行使者と対象物という関係を浮かび上がらせたと言い直してもいいかもしれません。

(3) も(2)と似たところがあります。ここでは「申し入れ」の有無と「更新」とを、時系列の中で関係づけています。ここも平たく言い直せば、まるで「申し入れ」と「更新」が関係するかのような見立てで世界のあり方を記述しています。「申し入れ」と「更新」とが別々にあって、かつ関係しているというのは別にジメイのことではありません。ところが、この文言はまるでそれらがお互いに関係を持つのが当然だと言わんばかりの口調で語ることで、この両者の間につながりを生ぜしめているわけです。

こうした書きぶりは、この契約書の文言の「威力」の形成にとっても大きな役割を果たします。というのも、このように関係性を際立たせた書き方をするので、まず世界が関係性によってできているのだという了解が生まれるからです。関係性の強調に伴い私たちは次のようなことを意識するようになります。はじめのポイントはあまりに当たり前で撞着的しょうてきにさえ思えるかもしれませんが、順を追うために記しておきます。

●世界の物事はお互いに関係し合っている。

●物事の間関係は、他のこととは独立に、それだけで完結した関係として成立する。

(c) 「他のこととは独立に、それだけで完結した関係として成立する」と言っても、何だか雲をつかむようなことに聞こえるかもしれませんが、たとえば、「甲」「乙」とは別に「甲」と「乙」の共通の知り合いの「丙」という人がいたとしましょう。そして「丙」は中学校で「甲」と「乙」の両方を教師として教えたことがある。実はこの賃貸は「丙」が間を取り持つており、だから何かトラブルがあったときには「丙」が乗り出してくれる可能性もある、ということになってしまったでしょう。

しかし、この文言はそうしたことには一切言及していません。あくまでこの賃貸関係は「甲」と「乙」との間のことにはすぎないのです。ここ

には、世界はまずは関わり合う者同士の関係だけによって成立しており、この関係の外にある者には影響されない、という考えが読み取れます。「丙」はもちろん無関係ではないのです。そもそも話を取り持ったわけだから常識的な感覚からすると関係者なのです。^(d)しかし契約書の論理では「丙」は無関係なのです。

このように関係のある者と関係のない者とをきれいに峻別^{しゅんべつ}し、あくまで関係のある者だけを話題にし、かつ問題にするということが駐車場の契約書の論法ではとても大事になってきます。この点、項目として付け加えておきましょう。

●世界は関係性によってできており、かつ関係のない者には影響されない。

さて、契約書の当事者はこうした関係性に何らかの形で関わっています。そのため、いくつかの効果が生まれます。まずこうした文言の形は、そうした「かわり」をあらためて強調することで、逃げられない強制力、拘束力、規定、義務、不自由さなどを感じさせるでしょう。さらにはそうした規定の力から逸脱したときのバツクや罪の意識、^(イ)加えてトラブルも想像されるかもしれません。この点、項目として次のようにしておきましょう。

●関係性には強い拘束力と強制力が伴う。

この拘束力と強制力というのは、必ずしも契約書の更新をするかしないか、とか、金を払うかどうか、といった現実の運用にかかわるだけではありません。文言が何を意味するかだけではなく、ど、の、よ、う、に、意、味、を、持、つ、か、と、い、う、レ、ベ、ル、で、非、常、に、大、事、な、の、で、す。この文言には逸脱や例外や勝手な解釈の余地がないのです。文言レベルのそうした漏れのなさが、^(e)現実への働きかけにおいても同じように頑^{かた}な強制力の行使につながります。

また「次のとおり駐車場の使用契約を締結する」という箇所の「次のとおり」のところにも注意しましょう。そこではきつちり無駄なく「次」に該当する内容が記されています。「次」とあるのに、だいたい先の方に書いてあったり、そもそも書かれていないということはない。A↓ Bという関係がきわめて迅速に最短のスピードで実現されるのです。これと呼応するようにして、現実の運用にあたって「甲」と「乙」の関係のうち、「乙」のかわりに「丙」や、場合によっては全然関係のない「丁」が急にしゃしゃり出てきてダイコウするといったことは前提とされません。そのようなことを認めはじめると、そもそも契約書のロジックがおかしくなります。

A、そこで少し気になることが出てきます。果たして世界はこのような逸脱や無駄のない、迅速かつ正確な関係性だけで処理できるの

でしょうか。B、ことばで示された構図どおりに物事が運用されることも多いでしょう。しかし、そうでないことが起きうる可能性も容易に想像できます。C「契約期間満了までに甲、乙いずれか一方から何等の申し入れがない時は、さらに一年間の契約が自動的に更新されるものとする」とありますが、現実には申し出が契約期間満了から一日すぎただけの場合、自動更新せずに解約を認めるといふこともあるかもしれません。あるいは「甲は、乙に対し、甲が所有する下記駐車場を自動車1台の保管場所として使用する目的で賃貸する」といふところも、実際には「丙」や「丁」といった別の人が出てきて「乙」のかわりにお金を払ってくれるということもあるかもしれない。貸主の「甲」はお金さえ入ればそれでいい、とするかもしれません。

ことばによって規定された世界と現実とがびたりと合致しないことはよくあります。もちろん合致しない場合、「違反」ということで決められたとおりの手続きに進むことになっているわけですが、「……そこを何とか！」とか「まつ、いいか……」ということ、当初の決まりにはなかったソチが適用されることがままあります。そして私たちもそのことをよくわかっています、決まりは決まり、というふうに考えることにも慣れていきます。人間がつくった駐車場賃貸契約書どおりに世界が運用できるとは誰も思っていないし、そうできると単純に信じてしまう方がむしろ危険でしょう。

では私たちは、先ほどあげたような契約書の呪術の世界とどう付き合っているのでしょうか。あらためて先ほどの項目を見直してみましょう。

- 世界の物事はお互いに関係し合っている。
- 物事の間関係は、他のこととは独立に、それだけで完結した関係として成立する。
- 世界は関係性によってできており、かつ関係のない者には影響されない。
- 関係性には強い拘束力と強制力が伴う。

こうしてみるとわかるのは、ここにあげた関係性が基本的に「甲」「乙」というような同一レベルの人を関係づけているということです。人間は、このように関係が生ずる次元を限定し、関係性を単純化することで、世界をきちんと秩序だった整理可能なものとしてハアクしようとしてきました。

しかし、そのように世界が同一レベルの関係で説明できたり、規定できたりするというのは、人工的なフィクションのようにも思えます。これは人間にとって都合のいい枠組みを無理やり適用しているだけではないでしょうか。

こうしてみると契約書の呪術性の根にあるものが見えてきます。契約書をかかわす私たちの心の中にあるのは、必ず例外や逸脱があるだろうと予測しながらも「できれば例外なしであってほしい」「契約書のとおりであればうまくいく」と願い、かつ信じようとする構えです。それは決

して間違った構えではないと私も思います。契約書のようなものがなければ困ることは多いですし、それがきちんと守られるかどうかはともかく、こうした規定を作成したり、共有したりすることで、そうでない場合よりも社会が住みやすくなっているのはたしかです。

しかし、そこで確認しておきたいのは、契約書のようなきれいな一対一の対応関係の外にどのような世界があるかということだと思います。私たちが契約書の一次元的な世界を受け入れられるのも、実はその外にある多次的な世界とうまく折り合いをつけているからではないかと思うからです。多次的な世界を認めればこそ、その土台の上に一対一対応の関係性というフィクションを余裕を持って受け入れられるのではないか。

この一対一対応の平面と、それとは異なる多次的世界とをわかりやすく対照してみましょう。まずは一対一対応の文言の例です。

天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意もとづに基く。(日本国憲法 第一条)

この日本国憲法からの引用は、「日本国」「日本国民統合の象徴」「日本国民の総意」といった非常に大きな対象に言及しているとはいえ、ことばと言及対象との間の、一対一対応の関係を維持しようとした文章だと言えるでしょう。ここでは例外や逸脱は前提とされておらず、世界はあくまで一次的に語られようという了解があります。その土台の上に、拘束力を持った記述が示されるわけです。

(阿部公彦『文章は「形」から読む』による。小見出しは省略した)

問一 傍線部(ア)～(オ)のカタカナで表記された語句と同じ漢字を含むものを、それぞれ次の中から一つずつ選び、番号で答えなさい。解
答番号は 1 5。

(ア) ジメイ

1

- ① 経営する会社はメイソウを続けた
- ② 古都鎌倉のメイサツを巡った
- ③ 株式市場が注目していたメイガラが急騰した
- ④ 彼は信頼できる私のメイユウだ
- ⑤ ネオンサインがメイメツしている

(イ) バツソク

2

- ① ゲンソクとして外部との接触は禁止だ
- ② ソクドウから高速道路に入った
- ③ 小さい「つ」をソクオンとよぶ
- ④ 新年に無病ソクサイを願った
- ⑤ 景気回復は途中でシツソクした

(ウ) ダイコウ

3

- ① 試験でキュウダイ点をとる
- ② デイベート大会でのロンダイ
- ③ 初めてとは思えないダイタンな演技
- ④ 牛乳のダイヨウとして豆乳を使う
- ⑤ 仕入れダイチヨウに記録する

(エ) ソチ

4

- ① 彼のエイチが難局を救った
- ② 新薬のチケンが順調に進んでいる
- ③ 工事のチタイが問題になっている
- ④ そのミスはチメイ的な結果を招いた
- ⑤ 仏像を寺の奥にアンチした

(オ) ハアク

5

- ① 朝日に照らされて木は美しくハエた
- ② 契約は正式にハキされた
- ③ 今の若者をジツパーからげに語る
- ④ 彼女とはハチヨウがあつて話しやすい
- ⑤ 山のハから月が姿をあらわした

問二 傍線部(a)「ここには、見えないものが見えるものに力を及ぼし変化を起こすという点で、呪術と通ずるものが見て取れます。」とあるが、契約書と呪術との共通点はどこのようなところにあると筆者は考えているか。その説明として最も適切なものを、次の中から一つ選び、番号で答えなさい。解答番号は 6。

- ① 言葉で規定された世界と現実が必ずしも合致しないにもかかわらず、そのへだたりを無視して強引に契約を適用しようとする点。
- ② 力づくで変えようとするのではなく、ことばがもたらすものによって、現実世界に影響を及ぼし変化を起こそうとする点。
- ③ 当事者の間に強い拘束力や強制力を生じさせ、さらには違反した時の不利益や罪の意識を想像させる点。
- ④ 複雑な現実世界の人間関係を、一対一の論理で単純化し、秩序だった整理可能なものとして捉えようとする点。
- ⑤ 超自然的な存在や神秘的な力を呼び起こすことで、人々の行動や社会秩序を強制的に変えようとする点。

問三 空欄 X、空欄 Y に入る二字の言葉は何か。最も適切なものを、それぞれ次の中から一つずつ選び、番号で答えなさい。解答番号は、Xは 7、Yは 8。

X
 ① 制度
 ② 感覚
 ③ 即物
 ④ 象徴
 ⑤ 心理

Y
 ① 直接
 ② 感情
 ③ 戦略
 ④ 象徴
 ⑤ 論理

問四 傍線部 (b) 「ことばで現実に働きかけるためにふつうのことばと違う『形』を与えられている」例として、本文では駐車場の契約書があげられている。この契約書中の表現で、「ふつうのことばと違う『形』にあてはまらないものを、次の中から一つ選び、番号で答えなさい。解答番号は 9。

- ① 情報を整理し明確にするための「形」として、「(1)〜」「(2)〜」のように、箇条書きにしている。
- ② 漏れがないことを最優先するための「形」として、主語が重複して出てくる。
- ③ 今現在この場で契約が行われているという効果を持たせるための「形」として、文末が「〜する」で統一されている。
- ④ 法的な拘束力を意識させるための「形」として、「更新される」ではなく「更新されるものとする」という表現を用いている。
- ⑤ 誰もが容易に読めるための「形」として、平易なことばが多く使われている。

問五 空欄 I に入る二字の言葉は何か。最も適切なものを、次の中から一つ選び、番号で答えなさい。解答番号は 。

- ① 契約
- ② 関係
- ③ 記述
- ④ 対象
- ⑤ 内容

問六 傍線部（c）「『他のこととは独立に、それだけで完結した関係として成立する』と言っても、何だか雲をつかむようなことに聞こえるかもしれません」とあるが、なぜ「雲をつかむようなことに聞こえる」のか。その理由として最も適切なものを、次の中から一つ選び、番号で答えなさい。解答番号は 。

- ① 契約書が複雑な現実を秩序だった整理されたものとして捉えるために、人間関係を単純化して、限定的に記述してしまうから。
- ② 契約書に用いられる表現が一般的な文章や日常会話とは異なり、具体的な情景を想起しにくい抽象的な言葉遣いだから。
- ③ 言葉で規定された契約内容が、現実世界で起きるかもしれない多様な例外や逸脱を、完全に予測して反映することができないから。
- ④ 関係性を他から切り離し完結したものと見なす契約書の論理が、現実世界の複雑な人間関係や常識とかけ離れているから。
- ⑤ 契約書がもたらす強い拘束力や強制力は、人々に具体的な行動を強制的に迫る一方で、その根拠が人々には理解しにくいから。

問七 傍線部（d）「しかし契約書の論理では『丙』は無関係なのです。」とあるが、筆者はなぜこのように述べているか。その理由として最も適切なものを、次の中から一つ選び、番号で答えなさい。解答番号は 12。

- ① 契約書は、現実世界の複雑な人間関係をそのまま受け入れ、第三者の関与や状況の変化も考慮に入れた、現実的な解決を目指そうとする論理を持つと考えるから。
- ② 契約書は、当事者間の関係を他の事柄からは独立し、完結した関係として成立させる論理を持ち、その関係の外にある者には影響されないと考えるから。
- ③ 契約書は、強い法的拘束力を持つ書面であり、署名した当事者のみが権利と義務の対象と見なされ、第三者の関与は認められないという規則があると考えるから。
- ④ 契約書は、トラブルや責任の曖昧さを防ぐため、常識的な感覚を重視して、あえて関係者を限定し、全ての事柄を契約内で明確に定義しようとする論理を持つと考えるから。
- ⑤ 契約書に明記されていない人物は、たとえ当事者と個人的なつながりがあったとしても、その個人的なつながりは契約の範囲外と見なされ、その契約は無効になると考えるから。

問八 傍線部(e)「現実への働きかけにおいても同じように頑なな強制力の行使につながります」とあるが、それはどういうことか。その説明として最も適切なものを次の中から一つ選び、番号で答えなさい。解答番号は 13。

- ① 契約書の宙ぶり感や呪術性が、超自然的な力を用いて現実を直接的に制御し、人の行動を強制的に決定するということ。
- ② 「甲」と「乙」以外の「丙」や「丁」のような第三者が、契約書に明記されていないなくとも、現実の運用において自由に介入し、契約内容に関わる可能性を持つということ。
- ③ 例外や恣意的解釈の余地がない契約書の厳密性が、現実での適用においても、第三者の介入や期日のずれを許さず、拘束力を発揮するということ。
- ④ 契約書がつくる一次元的な世界観は、現実の多様な側面を完全に排除し、契約内容に違反する行為を物理的に不可能にする決定的な力を持つということ。
- ⑤ 契約書の厳格な記述は、将来起こりうるトラブルや紛争を未然に防ぎ、契約当事者間の信頼関係を長く保障する効果があるということ。

問九 空欄 A ・ B ・ C に入る語句として最も適切なものを、次の中から一つずつ選び、番号で答えなさい。解答番号は A は 14 ・ B は 15 ・ C は 16。ただし、同じ選択肢は一度ずつしか使わない。

- ① だから
- ② しかし
- ③ もちろん
- ④ つまり
- ⑤ たとえば

問十 傍線部（f）「そのように世界が同一レベルの関係で説明できたり、規定できたりするというのは、人工的なフィクションのようにも思えます」とあるが、なぜ「人工的なフィクションのようにも思え」るのか。その理由として最も適切なものを、次の中から一つ選び、番号で答えなさい。解答番号は 17。

- ① 世界を秩序立ててとらえようとして、人間にとって都合の良い枠組みを柔軟に現実世界に当てはめようとしているため。
- ② 現実世界が多次的で複雑な関係性で成り立つのに対し、契約書では便宜上、関係を同一次元に限定し、単純化しているため。
- ③ 契約書で規定されたような関係性では、秩序立った現実そのものを矛盾することなく説明し、処理することができないため。
- ④ 複雑な現実をそのまま受け入れようとして、それを契約書の世界にそのまま当てはめようとする心情が契約書には現れているため。
- ⑤ 契約書で前提とされている一対一対応の関係性という世界観が、多次元性を有する現実をそのまま反映させた世界であるため。

問十一 傍線部（g）「その土台の上に、拘束力を持った記述が示されるわけです。」として、筆者は日本国憲法第一条を説明している。つづけて「これに対し、次の文はどうでしょう。」と述べ、拘束力を持たない文の例として、 内の文を提示している。なぜこれが日本国憲法第一条のような拘束力を持った記述ではないのか。その理由として最も適切なものを、次の中から一つ選び、番号で答えなさい。解答番号は 18。

「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」という見方は、天皇制を維持するための妥協の産物だった。

- ① 日本国憲法第一条が、契約書と同様に宙づり感や呪術性を持つのにに対し、提示された文はそのような非合理的な側面を排除し、政治的な実用性を強調しているから。
- ② 「妥協の産物」という表現は、日本国憲法第一条が複数の政治的意図や要因で成立した多次元的なものだとしており、例外なく一次元的に拘束力を持つとする解釈を否定するから。
- ③ 日本国憲法第一条が、「甲」と「乙」のような対等で完結した関係性を記述しているのに対し、提示された文は国家と国民という異なる次元の複雑な関係性を強調しているから。
- ④ 提示された文は、日本国憲法第一条の文言と現実の運用との間に違和感やずれが生じる可能性を示しており、筆者が述べる、言葉の厳格な拘束力の説明と異なるから。
- ⑤ 提示された文は、天皇の地位を巡る歴史的な経緯を単に解説しているだけであるため、特定の事柄を拘束するような直接的な強制力を持つ性質のものではないから。

問十二 次の生徒A～Fの会話は本文を読んで内容について話し合ったものである。これらの生徒の発言の中から、本文の主張に合致しないものを二つ選び、番号で答えなさい。ただし、解答順は問わない。解答番号は ・ 。

- ① 生徒A 契約書について考えたことはなかったけど、契約書は、現実の複雑な人間関係の中から、当事者同士の特定の関係性だけを独立して完結したものとして扱うことで、世界を単純化しようとするものだということはよくわかったよ。
- ② 生徒B それに、通常の言葉遣いとは異なる契約書の「形」に注目することで、契約書が特殊な効力で現実世界に強い拘束力や強制力をもたらす「呪術」に通じるという指摘は意外な発見だったね。
- ③ 生徒C 契約書の「形」といえば「甲」「乙」「丙」といった契約書でよく出てくる言葉があるね。あまりなじみがないけれど、第三者の存在が契約の重要な仲介者になるということは覚えておいてもいいね。
- ④ 生徒D 契約書ってつまらないものだと思うんだけど、構造を深読みすると、実は現実の複雑さを単純化するフィクションで、現実とどう向き合っているかを考えることにもなるんだね。
- ⑤ 生徒E そうだね。契約書というフィクションは、私たちが現実世界をとらえるためにつくり上げた枠組みなんだって感じたよ。多次元的な現実と折り合っているから、私たちはこの枠組みを安心して受け入れられるんだね。
- ⑥ 生徒F 現実との向き合い方を考えるきっかけということでは、これからの現実社会で私たちが使える実用的な知識を、契約書の読み方や書き方を学ぶことで得ることができるはずだよ。

〔選択問題〕〈現代文〉か〈古文〉かの、どちらかを選択して、一方のみを答えなさい。

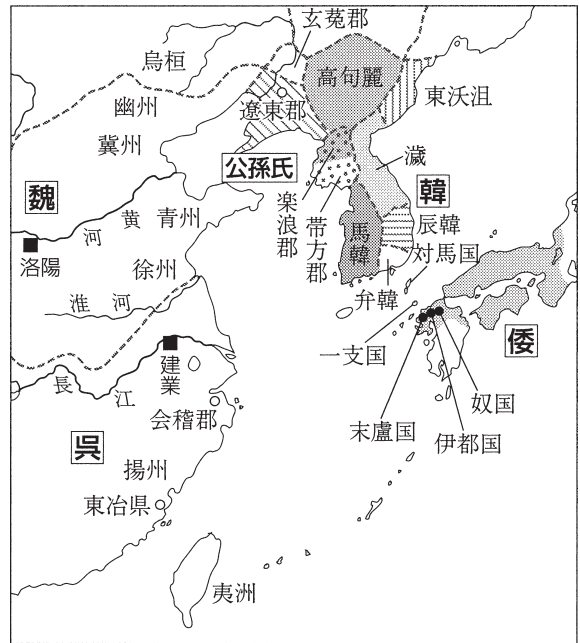
〔二〕〈現代文〉 次の文章は、国家としての日本の歴史について論じたものである。これを読み、後の問いに答えなさい。

まず見ておくべきなのは、国家と戦争の関係だろう。それについては、『古寺巡礼』『風土』などの著作で知られた哲学者和辻哲郎^{わつじてつろう}が、戦前版の『倫理学』で簡潔にまとめたものが参考になる。^①国家は戦争において形成され戦争において成育する、と和辻はいう。和辻は国家を、他の国家と対立することで、共同体のなかにおのずから形成されてくるもの、ととらえていた。他の共同体と対立の局面を含む交渉を国家がおこなない始めるとき、初めて国家は記録や伝承を残すようになるのだ、と。和辻は、このような、国家、戦争、歴史の関係について「国家は歴史を形成する。従って歴史は国家の自覚であるといつてよい。自己の認識は必ず他を媒介とするものであるが、国家もまたおのれを自覚するためには他の国家との交渉をまたなくてはならぬ。そうしてそこに得られる自覚が、歴史的自覚として、歴史を形成するのである」と述べていた（『倫理学』三巻、岩波文庫）。なお、和辻『倫理学』の読み方については、熊野純彦^{くまのすみひこ}氏の研究に多くを負っている。

そうであれば、歴史学という学問研究のジャンルが、戦争の歴史として始まったであろうことは、予測されたことであつたらう。ローマの政治家で雄弁家でもあつたキケロが、「歴史の父」と呼んだヘロドトスは紀元前五世紀半ばに生まれた。ヘロドトスの書いた『歴史』は、後世の人間によって、「歴史」という書名を付されたが、ギリシア都市国家とアケメネス朝^{（注1）}ペルシア帝国との戦いであるペルシア戦争（紀元前五世紀初頭）について叙述した戦史に他ならない。ヘロドトスは、ギリシア側だけではなくペルシア側の史資料をも参照して叙述しており、双方の正義と正義のぶつかりあいを、戦争へと同胞や友邦を誘う「演説」の言葉に注目して描いたところに特徴があつた。

ヘロドトス『歴史』につづくものが、トゥーキュデデース『戦史』^{（注2）}となる。アテナイ^{（注3）}に対して、スパルタ率いるペロポネソス同盟が戦いを挑んだペロポネソス戦争（紀元前四三二〜前四〇四年頃）を描いたものだ。ヘロドトスの段階になると、叙述をおこなおうと考えた根底にあつたはずの、歴史の「問い」といふべきものが明確になる。それは「海を征したアテナイ、民主政^{（注3）}ポリスを発達させたアテナイが、ギリシアを征しえなかつたのはなぜか」というものだった。戦争の深い原因は、ペルシア戦争を通じて急速に勢力をつけたアテナイを、ペロポネソス同盟諸国軍が警戒し、戦争によってその勢いを殺^そごうとしたこと^{（注3）}にあつた。アテナイ人トゥーキュデデースも、ヘロドトスと同じく将軍や政治家の演説を多く参照していた。

開戦に先立つこと約一年、紀元前四三二年七月、スパルタで開かれたペロポネソス同盟側の会議の席上、スパルタ側についたコリントスの代表は次のように演説した。「この戦に敗れるという、耳にするさ^いえ^い思^いわ^いしい^い仮^い定^いが^い実^い現^いす^いれば、われらは容赦なく奴隷に落とされることを覚悟せねばならぬ。〔中略〕怯懦^{きょうだ}のために父祖に劣るの汚名に甘んじたとも思われよう。わが父たちはギリシアに自由を与えたが、われらは己が自



3世紀前半の東アジア国際関係

由をさえ守り抜くことができず、「中略」一つのポリスが独裁者として列国に君臨するのを座視することになる」（『戦史』上巻）。

このように見れば、歴史学とは、国家と国家が生死をかけて戦うときに総動員される知性の営み、言葉として結実されるその知性を分析する学問として生まれたといつてよいだろう。

国家は戦争において成育し、国家は他の国家との交渉の過程で歴史を自覚的に形成するとの和辻のテーゼを、具体的に、ユーラシア大陸とその東端に位置する日本との関係性において考えてみよう。それは、日本の古代からの歴史をふりかえることに他ならない。古代の日本列島において、共同体の内部から、なぜ、首長への権力の集中と階級の発生が急速に進行したのだろうか。これは興味深い問いだろう。その問いに対して、ある時期までの平均的な答えは、高度な水稲耕作に必要な灌漑システムの形成が首長権力の育成を促したというのが常だった。

ると。

これに対し、近年の研究は別の説明をおこなうようになってきた。考古学者の寺沢薫氏は、日本的な王権の誕生について、共同体内部の統治の必要、灌漑システムの管理などからは説明しない。寺沢氏は、まさに和辻がいったように、戦争が国家を創るとみている。寺沢は「戦争こそが、共同体が外部へ向かって排他的に権力を行使する最も極限の姿なのだから、首長が共同体の命運をかけて戦争の軍事指揮官としてその責務を担うとき、彼は真の首長権力者へと転身しうる」と述べる。

三世初め、「鬼道」をよくする卑弥呼が倭国（邪馬台国連合）の大王となったことは、中国の史書『三国志』魏書東夷伝倭人条、いわゆる「魏志倭人伝」に記述があることからよく知られている。倭国が卑弥呼を王として「共立」し、それまでつづいていた内乱を終息させ、国を一つにまとめた背景には、日本の対中国外交の窓口であった朝鮮半島情勢の変化があった。中国においては、中国と朝鮮の境に位置する遼東郡を公孫氏が治めるようになり、公孫康は朝鮮半島西海岸の北東の端・楽浪郡を支配下において、さらに楽浪郡の南方の帯方郡をも治めるようになっていた。この地域は公孫氏を滅ぼした魏の支配下に入つてゆく。魏からみれば、魏が東海の小国・倭国の王に金印紫綬を与えて「親魏倭王」に任じて冊封したのは、魏にとつて南方に位置し、魏と対抗していた呉、この呉を海上から牽制しうる位置にいたのが倭国であったからである。

このように、中国大陸や朝鮮半島に生じた政治的変動は、日本列島における国家形成を促した。また、逆に日本列島における強大な首長の登場は、中国における魏・呉・蜀三国の対抗関係にも影響を与えることとなった。⁽²⁾倭国についての文字による史料が魏で作成された背景には、魏と呉との対抗上、倭の存在が魏にとって有利となることの魏の自覚があったという。当時の魏の空間認識では、倭国の位置は日本列島が実際にある位置よりもずっと南西に位置しているとハアクされていたらしい。魏の観点からすれば、倭国と連携をとることで、呉を挟撃しようと考えられた。まさに、国家は戦争において成育し、国家は他の国家との交渉の過程で歴史を自覚して形成する、との和辻のテーゼは、日本の古代史を大陸との関係でふりかえってみたとき、非常に腑に落ちる。

日本列島と北東アジアとの深い結びつきは古代に限ったことではない。網野善彦による興味深い指摘がある。十世紀前半、平将門は東国の大半を占領して自らを新皇と称し、京都の天皇を本天皇と呼んだが、将門は武力による自らの新国家樹立の正当性を、北東アジアにおこった契丹国による渤海国の制圧に求めていた。また同時期に、瀬戸内海を率いて藤原純友が反乱を起こしたこともよく知られている。網野は、この反乱と、滅亡が近づきつつあった新羅から新羅人が、日本の長門・肥前・肥後などの周辺に漂着や来訪というかたちをとって多く出現するようになる、半島情勢の不安定化とが無関係であったはずはないとみた。

鎌倉幕府滅亡の遠因をなす、二度にわたる蒙古襲来（一二七四、八一年）についても、新しい発見がなされている。鎌倉幕府を襲ったのは、西からの、モンゴルからの攻撃だけではなかったのである。同じ頃、北東からのエゾ（蝦夷）の度重なる反乱も幕府を苦しめていた。エゾとは、津軽や千島に住み、アシカやトドなどをとる海の狩猟民、鷲の羽をとる陸の狩猟民をいい、民族的にはアイヌ人を主体とする勢力だったとされる。交易条件をめぐる不満と対立が反乱の背景にあった。幕府は西に外国の侵入、東に反乱という、内外呼応する動乱に巻き込まれていたことになる。

このように、一見、国内的反乱と思われていた事象も、大陸や半島情勢と密接不可分に起こっていたことが知られるようになってきた。近代日本においても、それはつづいた。ただ、近代にあつては、大陸や半島情勢を大きく動かしたのは、アジア内部の力ではなく、外部の勢力によつた。清朝は、イギリスと戦つたアヘン戦争（一八四〇～四二年）で敗北し、一八四二年に南京条約を締結する。この条約によつてイギリスは、上海以南の五港を開港させたほか、香港を獲得、三年後には上海にイギリス租界の設置に成功する。これにつづくフランス、アメリカも一八四四年、イギリスと同様の不平等条約を中国との間に締結した。これらの一連の国際情勢が日本を震撼させ、維新への動きを胚胎させた因果関係は述べるまでもないだろう。

今ひとつ例をあげておけば、一九一一年（明治四十四）の辛亥革命により清朝が倒れ、翌年に中華民国が成立したことを受けて、桂太郎が新党結成に動き出した一件を指摘できる。季武嘉也氏や櫻井良樹氏の近年の研究が明らかにするところによれば、桂は、伊藤博文の率いる立憲政友会では、新時代にあつた対中外交と適切な財政政策をおこなうことはできないとして、政友会とは別個の新政党を組織し、日本の対中外交

交・財政政策を立て直すべきだと考えた。この新政党が後の立憲同志会に他ならない。大正天皇の内大臣兼侍従長となつたばかりの桂が、なみなみならぬ決意で、一二年（大正元）十二月、三度目の組閣を果たしたことは、宮中と府中の別を乱すとしてジャーナリズムや議会勢力の広範な批判を巻き起こし、それは第一次護憲運動となつて、内閣を短命に終わらせることとなつた。

ただ、桂が組閣にあつて、山県有朋やまがたありともなどの元老政治と決別する抱負を述べていたことは注目されてよい。初閣議の席上、桂は、そもそも立憲政治で大切なのは、内閣総理大臣が責任をもつて天皇の輔弼ほひびつにあたることにある、それなのに、これまで内閣とは関係のない元勳に、私的に政治上の相談をおこなつてきた、それはまずいのではないか、今後は内閣がすべて責任を負うべきだと述べていた。桂の行動が、元老や藩閥の支配から、官僚、政党、軍部が、新たな政治主体として自立する契機を作つたのはたしかなことだつた。何よりも、桂自身、自らの内閣の陸相りくさうを長州閥ちやうしゅう以外の人間から選んだことから明らかであろう。桂は、石川県出身の木越安綱きごしやすつなを陸相に選び、軍部大臣の現役武官制廃止までも視野に入れていたのである。

維新の第一世代の山県有朋や松方正義まつかたまさよしによる元老政治を無力化する点で力のあつた桂。政友会の西園寺公望さいおんじきんもち、薩摩閥で海軍の山本権兵衛やまもとけんべえとともに、新しい第二世代の一翼を形成した桂。このような桂の決意を促した背景に、中国における清朝倒壊の衝撃があつたことは確かであつた。ユーラシア大陸の東に位置した日本が、古代から近代までの長い歴史において、大陸と半島の情勢と、きわめて濃密な呼応関係に立つていたことに、改めて留意したい。

（加藤陽子『昭和天皇と戦争の世紀』による。設問の都合で表記を改めた箇所がある）

（注1）アケメネス朝……紀元前六世紀に中東地域に成立した王朝。紀元前三三〇年に滅亡。

（注2）アテナイ……後に出てくる「スパルタ」「コリントス」とともに、いずれも古代ギリシアの都市国家。

（注3）ポリス……都市国家。

（注4）冊封……漢や唐の時代などに、中国の皇帝が周辺諸国の王らに称号などを授けること。

（注5）長門・肥前・肥後……それぞれ、現在の山口県西部・佐賀県と長崎県の一部・熊本県。

（注6）租界……行政自治権などを有する外国人居留地。

（注7）輔弼……天皇の政治を補佐すること。

（注8）長州閥……長州（現在の山口県）出身者による派閥のこと。後に出てくる「薩摩閥」は薩摩（現在の鹿児島県）出身者によるもの。

問一 波線部 (A)・(B) の意味として最も適切なものを、それぞれ次の中から一つずつ選び、番号で答えなさい。解答番号は (A) は 21 ・ (B) は 22 。

(A) テーゼ

21

- ① 観念
- ② 疑問
- ③ 命題
- ④ 直観
- ⑤ 思想

(B) 胚胎

22

- ① 植物が実を結び、人が子を産み育てること。
- ② 物事の起こる原因や、きざしが生じること。
- ③ 人々の関心を集めて、社会問題化すること。
- ④ 物の形状や性質が、不可逆に変化すること。
- ⑤ 目標を設定し、問題の解決に努力すること。

問二 傍線部(1)「国家は戦争において形成され戦争において成育する」とあるが、どういうことか。その説明として最も適切なものを、次の中から一つ選び、番号で答えなさい。解答番号は 23。

- ① 国家は、他の国家との開戦や停戦を機に自分自身が国家であることを自覚し、その自覚によって国民全体の生活や習慣が画一化されてゆくということ。
- ② 国家は、他の国家との対立や交渉を契機に国土・国民の範囲を認識し、その認識を継続的に記録してゆくことが国家の発展に不可欠であるということ。
- ③ 国家は、他の国家との交戦や同盟を通じて国家間の関係を認識するようになり、その認識を歴史に記録することが国民の知的水準を高めるということ。
- ④ 国家は、他の国家との戦争や競争によって技術や産業の発展を目指すようになり、その発展の歴史を記録することが国家意識を向上させるということ。
- ⑤ 国家は、他の国家との競争や交流によって初めて自分自身を国家として認識し、その認識に基づいた歴史の形成こそが国家を成り立たせるということ。

問三 傍線部(2)「倭国についての文字による史料が魏で作成された背景には、魏と呉との対抗上、倭の存在が魏にとって有利となるとの魏の自覚があった」とはどういうことか。その説明として最も適切なものを、次の中から一つ選び、番号で答えなさい。解答番号は 24。

- ① 呉と対立していた魏が、東アジアにおいて倭の存在が有力になることをみずから予測できたということが、魏において倭国についての文字史料が作成されたことの裏側にあった。
- ② 呉と対立していた魏が、倭と協調関係を築くことが魏みずからにとって得策であると認識していたことが、魏において倭国に関する文字史料が作成されたことの背後にあった。
- ③ 魏が、呉と対立していた倭の存在を、魏・呉・蜀の三国よりもさらに強大になってゆくと予想していたことが、倭国に関する文字史料が魏において作成されたことの一因であった。
- ④ 呉と対立していた魏で、倭国の文字による史料が作成された遠因は、中国大陸の南西に位置するとされた倭が魏に対して優位に立つだろうと魏が判断していたことにあった。
- ⑤ 倭国に関する文字史料が魏で作成された契機は、当時の国際社会において魏と協力関係を築いていた倭が、今後も魏を裏切らないだろうと魏が予測していたということにあった。

問四 傍線部(3)「ユーラシア大陸の東に位置した日本が、古代から近代までの長い歴史において、大陸と半島の情勢と、きわめて濃密な呼応関係に立っていたことに、改めて留意したい。」とあるが、この箇所はどのようなことを訴えようとしているのか。その説明として最も適切なものを、次の中から一つ選び、番号で答えなさい。解答番号は 25。

- ① 日本列島に暮らす人々は、古代から近代まで中国大陸や朝鮮半島の政治的・経済的な影響下にあったため、その影響を無視して日本独自の歴史や文化を考えることは無意味であるということ。
- ② 古代の日本の人々と同様に、近代の日本の人々も、中国大陸や朝鮮半島の状況との間に深い影響関係を持っており、日本を抜きにしてアジアの歴史を考えることは不可能であるということ。
- ③ 古代から近代までの日本の歴史を考えるためには、中国大陸や朝鮮半島の状況との影響関係を考慮するべきであり、日本列島の内部の出来事を参照するのみでは不十分であるということ。
- ④ 日本列島に暮らす人々は、古代から近代まで中国大陸や朝鮮半島の人々から政治や宗教の知識を得てきたので、それに感謝しながら日本の文化や伝統を継承してゆくべきであるということ。
- ⑤ 古代から近代までの日本の歴史を考えるにあたって、中国大陸や朝鮮半島の情勢との関係のなかで、日本が国際社会において果たしてきた役割を積極的に評価するべきであるということ。

問五 この文章の特徴として**適切でない**ものを、次の中から二つ選び、番号で答えなさい。ただし、解答順は問わない。解答番号は 27。

- ① 近代日本ではアジアの諸地域からの影響が弱まり、組閣の際の桂太郎の行動も、イギリスなどからの要求に従ったものであることが倒置法によって強調されている。
- ② 「このように」という言葉によって、それまでの記述を整理する箇所が複数あり、内容を確認しながら読み進めてゆくことが容易になるように工夫されている。
- ③ 日本や中国大陸、朝鮮半島の歴史上の事例が取りあげられるだけでなく、さまざまな文献が参照されることで、歴史や国家をめぐる見解に説得力が与えられている。
- ④ 文末に疑問・推量の表現が多用され、戦争や国家をめぐる問題には今もって明確な解決策は見つかっておらず、読者それぞれが考え続けるべきであることが示唆されている。
- ⑤ ヘロドトスとトゥーキユデースが、軍人や政治家の演説を参照しつつ歴史を叙述したことが、戦争と歴史学の起源との密接な関係を示す事例として提示されている。
- ⑥ 「邪馬台国」や「鎌倉幕府」など、よく知られた歴史的事項に関する最新の研究結果を紹介することで、読者の興味をひきつけながら自説を述べてゆく構成になっている。

問六 二重傍線部(X)「一九一二年(明治四十四)」とあるが、この年に生きていた小説家・詩人として**適切でない**人物の名前を、次の中から一つ選び、番号で答えなさい。解答番号は 28。

- ① 芥川龍之介
- ② 志賀直哉
- ③ 三島由紀夫
- ④ 森鷗外
- ⑤ 与謝野晶子

〔二〕〈古文〉

次の文章は、中世末期の語り物芸能である説経節『山椒太夫』の一節である。奥州五十四郡の領主岩城判官は流罪となり、その妻（御台）は都へ上つて夫の無実を訴えようと、乳母や幼い子らと旅しているが、直江の浦（現在の新潟県上越市直江津）のあたりで宿を借りようと土地の者に頼んだが拒まれたのであった。これを読み、後の問いに答えなさい。なお、本文には一部、語り物特有の口語表現が含まれている。

ここに山岡の太夫と申して、人を売つての名人なり。「さても昼の上臈たちにお宿を申し損なうて、腹立ちや。たばかり売りにて、春過ぎをせう。」と思ひ、「女人の足のことなれば、よも遠くへはござあるまい。浜路を指いてゆくべきか、まつた逢岐の橋へゆくべき。」と、草鞋・脛巾の緒を締めて、鹿杖をついて、逢岐の橋へぞ急ぎける。

逢岐の橋にも着さしかば、四人の人々は、旅くたびれにくたびれて、前後も知らず伏しておはします。「一脅し脅さばや。」と思ひ、持つたる鹿杖にて、橋の表を、どうどうと突き鳴らし、「これに伏したる旅人は、御存じあつてのお休みか、まつた御存じござないか。この橋と申すは、供養のない橋なれば、山からはうはばみが舞ひ下がり、池から大蛇が上がりて、夜な夜な会うて、契りをこめ、さて暁がたになりぬれば、会うて別るるによつて、さてこそ橋の贈名を逢岐の橋と申すなり。七つ下がれば人を捕り、ゆき方ないと風聞する。あらいたはしや。」と言ひ捨て、さらぬていにておもどりある。

御台この由きこしめし、かつばと起きさせたまひて、月の夜かげよりも、太夫の姿を見たまひてあれば、五十余りの太夫殿、慈悲ありさうなる太夫殿に、「宿借り損じてかなはじ。」と、太夫のたもとにすがりつき、「なう、いかに太夫殿。我らばかりのことならば、虎狼・変化の物どもに、捕らるとても力なし。あれあれ御覧候へや。これに伏したる童こそ、奥州五十四郡の、主とならうず者なるが、さて不思議なる論訴に、都へ上り、みかどにて安堵の御判を申し受け、本地に返るものならば、やはか太夫殿に、切に施料が惜しかるべきか。一夜の宿。」とお借りある。

太夫この由聞くよりも、「宿借るまいと言ふとも、押さへて宿の貸したいに、宿借らうと申す、うれしやな。さりながら偽らばや。」と思ひ、「なう、いかに上臈様。お宿を参らせたうはござあるが、御存じのごとく、上の政道が強ければ、思ひながらも、お宿をばえ参らすまい。」とぞお申しある。

（『山椒太夫』による）

（注1）春過ぎをせう……衣替えの物入りの時季をやり過こそう。

（注2）まつた……「また」を強めた言い方。

- (注3) 脛巾……旅などで足のすねを覆う布。脚絆きんぱん。
- (注4) 鹿杖……上端が寺などの鐘を撞く撞木しゅもくの形に似た杖。
- (注5) 供養のない橋……架け終わった時に橋上で行う供養をしなかった橋。
- (注6) うはばみ……うわばみ。巨大な蛇の俗称。
- (注7) 七つ下がれば……午後四時ごろを過ぎ夕暮れに近づくこと。
- (注8) ゆき方ないと風聞する……行方がわからなくなるとうわさする。
- (注9) 施料……お札の施し物。
- (注10) 上の政道……土地の為政者の取り締まり。

問一 波線部 (a) 「人を捕り」・(b) 「おもどりある」・(c) 「お借りある」の主語として最も適切なものを、次の中からそれぞれ一つずつ選び、番号で答えなさい。解答番号は (a) は 29 ・(b) は 30 ・(c) は 31。

- ① 岩城判官
- ② 山岡の太夫
- ③ 御台
- ④ 四人の人々
- ⑤ うはばみ・大蛇
- ⑥ 虎狼・変化の物ども
- ⑦ 童

問二 傍線部 (A) 「逢岐の橋」について、本文に語られる由来として最も適切なものを、次の中から一つ選び、番号で答えなさい。解答番号は 32。

- ① 橋の供養を怠った不信心により、うわばみと大蛇が、明け方の一時を除き山と池とに分かれて生きることになったことに由来する。
- ② 夕暮れ時に雄雌の大蛇が出逢^{であ}うことを妨げる人々は、山奥や池の底にそれぞれ別に連れ去られるということに由来する。
- ③ うわばみと大蛇とが毎晩やって来て互いに夕暮れ時に捕らえた人を贈り合い、明け方にはそれぞれの寢床に帰って行くことに由来する。
- ④ 山と池の雄と雌の巨大な蛇が、夜ごとにこの橋の上で逢瀬^{おうせ}を重ね、明け方には別れることに由来する。
- ⑤ 橋が出来上がった際に供養を行わなかったことが災いし、夫婦であった蛇が山と池とに分け隔てられたことに由来する。

問三 傍線部(B)「切に施料が惜しかるべきか」の品詞分解として最も適切なものを、次の中から一つ選び、番号で答えなさい。解答番号は

33。

- ① 副詞 + 名詞 + 助詞 + 形容動詞 + 助詞 + 助動詞
- ② 形容動詞 + 名詞 + 助詞 + 形容詞 + 助動詞
- ③ 副詞 + 名詞 + 助詞 + 形容動詞 + 助詞
- ④ 形容動詞 + 名詞 + 助詞 + 動詞 + 助動詞 + 助詞
- ⑤ 形容動詞 + 名詞 + 助詞 + 形容詞 + 助動詞 + 助詞

問四 山岡の太夫や御台に関する説明として適切なものを、次の中から一つ選び、番号で答えなさい。ただし解答順は問わない。解答番号は

34・35。

- ① 岩城判官の無実を訴えようと固く誓っている御台は、子どもが将来、夫の跡を継いで奥州五十四郡を統治してくれることを切に願って必死に旅を続けており、山岡の太夫の優しい様子や話を警戒することはなかった。
- ② 山岡の太夫は逢岐の橋の由来をはじめ、直江のことを熟知している人望の厚い人物であり、土地の決まりで宿を断らざるを得なかった土地の人らの嘆きを聞いて、御台ら一行の様子を確かめに後を追ってきた。
- ③ 長旅に疲れ果てていた御台と乳母は、やがて訴訟が認められたら奥州五十四郡を領有することになるであろう我が子に、自分たちの行く末全ての望みを掛けていた。
- ④ 御台は山岡の太夫が土地の者の意向を左右するほどの有力者であることを知り、何とか宿を貸してもらうために、将来のことは分からないが、やがて我が子が恩に報いるであろうという、とっさの方便を口にした。
- ⑤ 山岡の太夫は心根の優しい土地の長であり、宿を貸さなかった直江の人らに知られないように御台ら四人を救おうと考えていたため、土地の人が見えない逢岐の橋で御台が宿を懇願して来たことに安堵した。
- ⑥ 山岡の太夫は、直江の人々に宿を貸してもらえなかった御台ら一行を自分の生活のために利用しようと後を追って来て、一行を怖がらせて自身の宿に連れて行こうと、化け物などが現れると言って脅した。

問五 次の中から室町時代に大成された芸能を一つ選び、番号で答えなさい。解答番号は 。

- ① 歌舞伎
- ② 能
- ③ 落語
- ④ 今様
- ⑤ 文楽（人形浄瑠璃）